

猪苗代湖

いなわしろこ

福島県会津若松市、郡山市、猪苗代町



①猪苗代湖全景（磐梯山側から）



[登録番号]
[登録年月日]
[面積] 10,960ha
[湿地のタイプ] O:永久的な淡水湖沼
[保護の制度] 国立公園第2種特別地域
[国際登録基準] 1、2、3、4、6

湿地の概要

猪苗代湖は福島県のほぼ中央に郡山市、会津若松市及び猪苗代町にまたがるように位置している。磐梯山麓にあるこの湖は、湿地面積が10,960ha（うち湛水面積は約10,300ha）で国内4番目の大きさを誇る。二つの断層に挟まれた地域が沈降してできた盆地に、磐梯山の噴火により川が堰き止められたことで湖が形成された。

猪苗代湖の最大の流入河川は長瀬川である。この長瀬川の支川の一つである酸川の河川水が火山に起因する強酸性であったことから、猪苗代湖もかつては酸性の貧栄養湖であり、湖内は透明度が高く、

きれいな水質が保たれていた。

湖の面積が広く、水深も深いため、冬期でも水温が下がりにくく、全面凍結しない不凍湖である。そのため、ハクチョウ類やカモ類にとって重要な越冬地となっている。湖の北岸から1,500m以上の沖までは水深2.5m以下の広い湖棚状の平坦部が広がる遠浅な地形であり、ヒシやヨシ原、アサザ等の水生植物が生育する環境となっている。

また、湖の流入河川の河口付近には砂浜が多数形成され、天神浜などに代表される白砂青松の優れた自然景観を作り上げている。

湿地にかかわる動植物

「猪苗代湖のハクチョウおよびその渡来地」および「猪苗代湖ミズスギゴケ群落」が国の天然記念物に登録されている。

猪苗代湖には近年、平均で約800羽のコハクチョウが飛来しており、日本/朝鮮非繁殖個体群の1%以上が越冬地として利用している。ホシハジロやオナガガモ等のカモ類にとっても、重要な越冬地となっている。

湖の北岸は遠浅な地形であることから、ミズスギゴケ、ヒシやヨシ等の抽水性水

草が生育する環境となっている。ヒツジグサやマルバオモダカ、クロモ、トリゲモなどの貴重な植物が生育しているほか、国内最大級のアサザの生育地にもなっている。また、帯状に広がるヨシ原では、オオヨシキリやコヨシキリ、ヨシゴイが繁殖する。

猪苗代湖及びその周辺では、約200種の動物、約800種の植物が確認されており、このうち300種以上がIUCNレッドリストの掲載種である。



②ハクチョウ類



③猪苗代湖北岸のアサザ群落

保全・管理の取組

日本有数の水質を誇る猪苗代湖ではあるが、近年は酸川の硫酸イオンの減少に伴う湖水の中酸化など様々な影響により、湖内の有機物量の増加が進んでいる。水質に関する課題に対応するため、福島県は「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、流域内の汚濁負荷削減のため、流域市町では下水道や農業集落排水施設、高度処理型浄化槽の整備を進めている。また、2012年に「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」を立ち上げ、住民、民間団体、事業者及び行政が

協働で湖岸の清掃活動、漂着した水草の回収、ヨシやヒシの刈り取りなどに取り組んでいる。

また、湖畔にある学校では、水環境学習の取組が進められ、アサザの栽培や移植、水質調査、水生生物調査、湖岸の清掃活動、ウチダザリガニなどの外来種駆除を目的とした取組が行われている。

猪苗代湖に関連する教育・ビジター施設として、猪苗代水環境センター、裏磐梯ビジターセンター、アクアマリンいなわしろカワセミ水族館がある。



④日本有数の水質を誇る猪苗代湖



⑤ヒシ刈り



⑥湖水浴でにぎわう砂浜

ワズユースの取組

猪苗代湖の湖水は、会津若松市と郡山市の水源の一つであり、古くから水力発電に利用されているほか、安積疏水などの灌漑用水や生活用水にも利用されている。湖には堰堤と水門が設けられており、周辺地域における洪水防止や用水の貯留において重要な役割を果たしている。

また、保全活動で回収した水草について、ヨシは「どんと祭(歳之神)」などの地

域行事や紙の原料に、ヒシは茶の原料として一部利用されている。

さらに、天神浜などに代表される白砂青松の優れた自然景観は福島県の有数な観光地となっているほか、湖面は湖水浴や水上アクティビティの場として、湖畔はキャンプ場として利用されるなど、地域経済の発展に大きく貢献している。

関連自治体

会津若松市役所 ☎0242-39-1111 / 郡山市役所 ☎024-924-2491 / 猪苗代町役場 ☎0242-62-2111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2025年3月現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準グループA 代表的、希少又は特異な湿地タイプの湿地

基準1:適切な生物地理区における「自然状態の」又は「自然状態に近い」代表的、希少又は特異な湿地タイプを含む湿地

基準グループB 生物多様性の保全のために国際的に重要な湿地

種及び生態学的群集に基づく基準

基準2:危急種、絶滅危惧種又は近絶滅種、又は絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている湿地

基準3:特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている湿地

基準4:動植物種の生活環の重要な段階を支えている湿地、又は悪条件下において動植物種に避難場所を提供している湿地

水鳥の特別基準

基準5:2万羽以上の水鳥を定期的に支えている湿地

基準6:水鳥の一種又は一亜種の個体群の個体数の1%を定期的に支えている湿地

魚類の特別基準

基準7:湿地の恩恵や価値を代表する固有な魚類の亜種、種、又は科、生活史の諸段階、種間相互作用、個体群の相当な割合を支えており、それによって地球規模の生物多様性に貢献している湿地

基準8:採餌場、産卵場、稚魚の生育場、回遊路として湿地内外の魚類資源が依存している湿地

その他の種群に基づく特別基準

基準9:湿地に依存する、鳥類以外の動物の一種又は一亜種の個体群の個体数の1%を定期的に支えている湿地

猪苗代湖(いなわしろこ)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:九州環境管理協会

写真提供:猪苗代町(①)、会津若松市(②)、

猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト入賞作品(③④)、福島県(⑤)、郡山市(⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにいただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複製することができます。
参考のため、複写物を環境省まで送りいただければ幸いです。
許可なしでの商業利用を禁止します。

2025.03